

平成 23 年度事業計画書

公益財団法人 千葉市防災普及公社

第 1 事業計画の概要

平成 20 年 12 月に施行された「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づき、千葉県知事より公益認定を受け、新年度から公益財団法人へ移行することとなった。

従来から「安全で災害に強いまちづくり」の実現に向けて積極的に事業に取り組んできたところであったが、本年度においても新定款に謳ったとおり、「防火防災意識の高揚と防火管理体制の推進を図るとともに、応急処置技術の普及啓発を積極的に展開し、火災や地震等の災害の予防と災害時における被害の軽減を助成し、もって市民生活の安全と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする」公益法人として、公益目的事業を中心に実施する。

公益目的事業では、「防火防災の思想の普及啓発、知識技術の育成指導及び教育研修の実施に関する事業」として、防災意識の普及及び広報や行政機関の行う防災施策に対する協力、防火管理体制等の教育指導講習等を実施する。「応急手当の普及啓発及び知識技能の向上に関する事業」として、普通救命講習や上級救命講習等を実施する。

また、収益事業として、「防災物品等の普及促進に関する事業」を実施し、住宅用防災機器や家庭向け防災物品の普及促進に努める。

第 2 事業計画の内容

1 防火防災の思想の普及啓発、知識技術の育成指導及び教育研修の実施に関する事業

(1) 防災意識の普及及び広報に関する事業

① 防災意識の普及及び広報活動

ア 防災啓発ビデオの貸出

地震や風水害、応急手当等の防災に関するビデオの所蔵を充実させ、市内の自主防災会や事業所等に無料で貸し出しを行う。

(ア) 新規購入数 5 本

イ 啓蒙物品の作成・配布

防火・防災意識をより効果的に啓発するために、啓蒙物品を適宜作成し広く市民に配布する。

(イ) 啓蒙物品 随時

ウ 訓練・体験用資機材の整備及び活用

事業所等の自主訓練等で体験できる資機材を購入・整備し、防災普及車の出向時等に合わせて使用要領を指導する。また、千葉県所有の訓練用粉末消火器の充填整備を市より受託し、常時適正に訓練に活用できるよう体制を整える。

- (ア) 粉末消火器の活用本数 120 本
- (イ) 水消火器の活用本数 30 本
- (ウ) 訓練用粉末消火器の整備本数 500 本

② 防災普及車による防災意識の普及（市受託）

防災普及車を有効に活用し、地震体験等により大地震時における安全な対処方法を指導するとともに、地震災害等に対する防災知識を普及する。

ア 地震体験

- (ア) 対象 自主防災会・自治会・事業所・学校・保育所等
- (イ) 回数 180 回

イ 煙体験

- (ア) 対象 自主防災会・自治会・事業所・学校等
- (イ) 回数 100 回

(2) 行政機関の行う防災施策に対する協力に関する事業

① 行政機関の行う防災施策に対する協力

ア イベント等への支援協力

イベント会場等において防火・防災に関するコーナーを設けて市民等からの相談を受けるほか、要請に応じて防災普及車による地震体験指導等を行う。また、行政機関（消防局・市民局等）で行う防災に関する講習及び防災訓練等への支援協力を行う。

- (ア) 住宅防火フェア 6 月中旬
- (イ) 親子三代まつり 8 月中旬
- (ウ) 九都縣市合同防災訓練 8 月 28 日
- (エ) 各区民祭 10 月下旬
- (オ) 秋の火災予防運動における消防フェア 10 月下旬
- (カ) 千葉県消防出初式 1 月 7 日
- (キ) 防災とボランティアの日における防災関連イベント 1 月 17 日頃
- (ク) 千葉県防災リーダー研修会 1 月下旬
- (ケ) 春の火災予防運動における消防フェア 3 月上旬
- (コ) その他 随時

イ 異常気象時支援活動

台風及び火災警報発令等の異常気象時における被害の災害の未然防止を図るために巡回広報体制を整えるとともに、災害発生に備えた支援事業として備蓄食糧等を整備する。

(ア) 巡回広報 警報発令時随時実施

(イ) 備蓄食糧の整備

- | | |
|-----------|----------|
| a クラッカー | 2,100 食分 |
| b ビスコ | 1,800 食分 |
| c カロリーメイト | 900 食分 |

ウ 市民への表彰に伴う記念品の授与

市民が行った初期消火活動や救助活動等の案件に対し、その功績を称え褒賞するため、消防の表彰に合わせ、公社より記念品を授与する。

(ア) 消防局長表彰

(イ) 消防署長表彰

(3) 防火管理体制等の教育指導講習等の事業

① 防火管理体制の教育指導講習

ア 自衛消防業務講習

法令で定められた一定の要件に該当する防火対象物に設置しなければならない自衛消防組織に置かれる統括管理者を対象に自衛消防組織の業務に関する知識及び技能を修得し資格を取得する目的のほか、統括管理者の直近下位の内部組織の業務を統括する要員に対する教育として、2 日間の新規講習を実施する。また、改正前の消防法施行規則の規定に基づく防災センター要員講習の課程を修了した者を対象に、自衛消防業務に関する追加の講習を実施する。

(ア) 新規講習

- | | |
|------|-----------------|
| a 回数 | 19 回 |
| b 定員 | 各 36 人（年 684 人） |

(イ) 追加講習

- | | |
|------|------------------|
| a 回数 | 3 回 |
| b 定員 | 各 100 人（年 300 人） |

イ 防火対象物点検資格者講習

法令で定められた一定の要件に該当する防火対象物における防火管理上必要な業務、消防用設備等の設置維持その他火災の予防上必要な事項について、定期的に点検し、その結果を報告する業務を行うのに必要な資格を取得するための4日間の新規講習を実施する。また、免状交付日から5年以内の防火対象物点検資格者に対する再講習を実施する。

(ア) 新規講習

- a 回数 1回
- b 定員 100人

(イ) 再講習

- a 回数 1回
- b 定員 100人

② 防火管理講習等

ア 防火管理講習（市受託）

法令に基づき、防火対象物において防火管理者として選任されるために必要な資格を取得するための講習を実施する。また、法令で定められた一定要件に該当する防火対象物の防火管理者に選任された日の4年前までに講習を修了しその日から1年以内の防火管理者か、それ以外の防火管理者で講習を修了した日から5年以内の甲種防火管理者を対象に再講習を実施する。

(ア) 甲種新規講習

- a 回数 8回
- b 定員 各220人（年1,760人）

(イ) 甲種再講習

- a 回数 2回
- b 定員 各220人（年440人）

(ウ) 乙種

- a 回数 1回
- b 定員 20人

イ 防災管理講習（市受託）

法令に定められた大規模な建築物及び工作物において、地震等の火災以外の災害対応である防災管理業務を実施するために必要な知識を修得し資格を取得するための新規講習を実施する。

(ア) 回数 3回（うち甲種防火管理新規講習併催1回）

(イ) 定員 各220人（年660人）

ウ 防火管理者等実務講習（市受託）

千葉市火災予防条例で定められた要件の防火対象物の防火管理者に選任された日の4年前までに講習を修了しその日から1年以内の防火管理者か、それ以外の防火管理者で講習を修了した日から5年以内の防火管理者を対象に実務講習を実施する。

(ア) 回数 6回

(イ) 定員 会場により30～220人（年420人）

エ 自衛消防技術講習（市受託）

千葉市火災予防条例で定められた一定要件に該当する防火対象物に置かれた自衛消防組織の長等に対して、消防技術についての講習を実施する。

(ア) 回数 3回

(イ) 定員 各36人（年108人）

オ 防火管理講習等用教材の頒布

市より受託して行う防火管理講習等の教材として使用するテキストの頒布を受講者に対して行う。

(ア) 必携防火管理 1,900冊

(イ) 防火管理維持台帳 1,900冊

(ウ) 消防計画作成の手引 1,900冊

(エ) 防火管理再講習テキスト 500冊

(オ) 必携防災管理 650冊

(カ) 自衛消防の実務 110冊

(キ) その他

2 応急手当の普及啓発及び知識技能の向上に関する事業

(1) 救命講習（市受託）

ア 普通救命講習Ⅰ（出張）

消防局の要望に応じて自治会や事業所等に出向き、救命講習を実施する。

(ア) 講習内容 AED使用の心肺蘇生法・止血法等（3時間講習）

(イ) 対象 町内自治会・事業所等

(ウ) 回数 265回（年5,300人）

イ 普通救命講習Ⅰ（常設）

講習室（救助救急センター3階講習室及び千葉市消防局1階救急処置訓練室）において、毎週火曜及び木曜に救命講習を実施する。また、市民ニーズに応えるため、土曜もしくは日曜にも開催する。

(ア) 講習内容 AED使用の心肺蘇生法・止血法等（3時間講習）

(イ) 対象 一般公募による市民等

(ウ) 回数 100回

(エ) 定員 20人または10人（年2,000人）

ウ 上級救命講習

総合的な救命技術を身につけ、職場及び地域の応急手当普及員となるためのステップとする。

(ア) 講習内容 AED 使用の心肺蘇生法・止血法のほかにケガや急病に対する総合的な応急手当（8 時間講習）

(イ) 対象 一般公募による市民等

(ウ) 回数 18 回（うち土日祝祭日 9 回）

(エ) 定員 40 人または 30 人（年 700 人）

エ 上級救命再講習

上級救命講習を修了した市民を対象に、再講習を実施する。

(ア) 講習内容 AED 使用の心肺蘇生法等（3 時間講習）

(イ) 対象 上級救命講習を修了した市民等

(ウ) 回数 7 回

(エ) 定員 20 人または 10 人（年 80 人）

(2) 救命講習用教材の頒布

救命講習で使用する教材の頒布を受講者に対して行う。

ア 上級救命講習受講者用 700 人分

3 防災物品等の普及促進に関する事業

(1) 防災用品の販売

住宅防火を推進するとともに火災による死傷者発生防止のため、住宅用消火器とあわせ、一般住宅において設置が義務付けられた住宅用火災警報器の販売をするほか、災害発生時に役立つ家庭用の防災物品及び自主防災組織用の防災資機材を広く市民に紹介し販売を行う。

ア 住宅用消火器

イ 住宅用火災警報器

ウ 応急手当処置用品

エ 防災物品

オ 防災資機材